

加古川市立公民館の使用にかかる内規

令和2年1月24日
教育指導部長決定

(趣旨)

第1条 加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和63年教育委員会規則第7号)(以下「規則」という。)第19条の規定に基づき、公民館の使用に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる団体)

第2条 加古川市立公民館(以下「公民館」という。)を使用することができる者は、2人以上で構成し、自主的に活動、運営している団体(以下「サークル」という。)又は法人や個人事業主で、その使用目的が、社会教育法第20条の規定に合致するものであるとともに、加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例第6条第3項に該当しない団体とする。

(窓口取扱い日時)

第3条 公民館の窓口における使用許可の申請、使用料の納付その他の各種手続きの取扱い日時は、日曜日及び月曜日並びに公民館の休館日を除き、火曜日から土曜日までの午前9時から午後5時までとする。

(使用許可申請の受付開始日)

第4条 公民館の使用許可の申請の受付開始日時は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、使用期日の属する月の2箇月前の1日又は8日が前条に規定する窓口取扱い日以外の日(以下「窓口取扱い不可日」という。)であるときは、その直後の窓口取扱い日とする。

(1) 公民館の使用許可の申請者が、サークルの立場で使用する場合

- ア 窓口で使用許可の申請を行う場合 使用期日の属する月の2箇月前の1日の午前9時
- イ 電話で使用許可の申請を行う場合 使用期日の属する月の2箇月前の1日の午前10時
- ウ 公共施設等予約システムで使用許可の申請を行う場合 使用期日の属する月の2箇月前の1日の午前10時

(2) 公民館の使用許可の申請者が、講師の立場で使用する場合

- ア 窓口で使用許可の申請を行う場合 使用期日の属する月の2箇月前の8日の午前9時
- イ 公共施設等予約システムで使用許可の申請を行う場合 使用期日の属する月の2箇月前の8日の午前10時

2 窓口で使用許可の申請を受け付けする場合は、先着順とする。

3 電話で使用許可の申請を受け付けする場合は仮受付とし、公民館を使用しようとする者は、当該仮受付の日から起算して7日以内(当該仮受付の日から起算して7日を経過する日が窓口

取扱い不可日であるときは、その直後の窓口取扱い日まで)に公民館使用許可兼使用料減免申請書を提出しなければならない。ただし、当該期限が使用期日後に到来するときは、使用期日の前日までに公民館使用許可兼使用料減免申請書を提出しなければならない。

- 4 公共施設等予約システムで使用許可の申請を行う場合は、使用日の10日前までに申請を行わなければならない。

(後援事業の使用許可の申請)

第5条 加古川市及び加古川市教育委員会の後援事業については、使用期日の6箇月前から公民館使用許可兼使用料減免申請書を提出することができる。

(使用許可申請の審査)

第6条 規則第7条第1項の使用許可に係る審査については、加古川市立公民館使用許可基準(令和5年1月24日教育指導部長決定)に基づき審査を行うこととする。

- 2 前項にかかる審査については、申請日から起算して5窓口取扱い日以内に審査を行うこととする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、決定の日から施行する。
- 2 第5条の規定は、この内規の施行の日以後の使用に係る申請について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、令和5年1月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この内規による改正後の規定は、令和5年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、令和8年2月3日から施行する。

(経過措置)

2 この内規による改正後の規定は、令和8年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。